

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

以下は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の平成24年度から平成28年度における主要な経営指標を記載したものです。

事業年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	※1	(百万円)	120,948	112,126	112,697	103,369	98,889
経常費用	※2	(百万円)	117,032	106,981	107,289	99,430	94,476
経常損益		(百万円)	3,915	5,145	5,408	3,939	4,413
臨時損益		(百万円)	0	466	△2	3,423	1,843
当期損益		(百万円)	3,915	5,611	5,406	7,362	6,256
資本金	※3	(百万円)	100	100	100	100	100
純資産額	※4	(百万円)	56,122	60,664	63,156	66,966	71,923
総資産額		(百万円)	7,950,610	8,412,152	8,798,875	9,119,677	9,382,902
自己資本比率	※5	(%)	0.71	0.72	0.72	0.73	0.77
自己資本利益率	※6	(%)	6.98	9.25	8.56	10.99	8.70
業務活動による キャッシュ・フロー		(百万円)	17,716	15,309	△512	95	14,986
投資活動による キャッシュ・フロー		(百万円)	△28,389	3,341	△4,501	30,902	652
財務活動による キャッシュ・フロー		(百万円)	△6,421	△524	△589	△418	△746
資金期末残高		(百万円)	108,801	126,927	121,325	151,904	166,796
職員数		(名)	489	487	487	487	505

(注) 本機構には連結関係を有する子会社等はありませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

(経営指標等の説明)

※1 経常収益＝運営費交付金収益＋施設費収益＋学資金利息＋延滞金収入＋留学生宿舍収入＋日本語学校収入＋日本留学試験検定料収入＋その他事業収入＋受託収入＋補助金等収益＋財源措置予定額収益＋寄附金収益＋資産見返負債戻入＋財務収益

※2 経常費用＝業務費＋一般管理費＋財務費用

※3 資本金＝政府出資金

※4 純資産額＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金

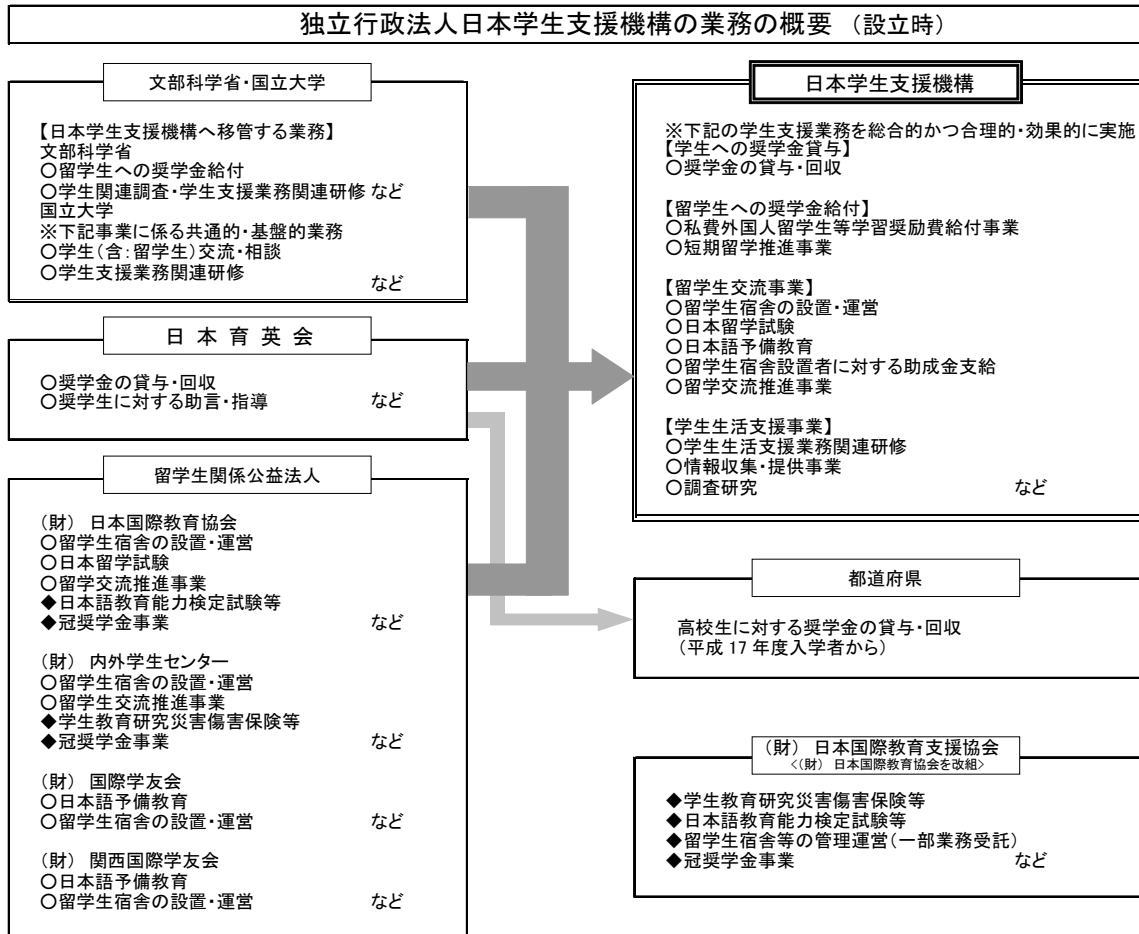
※5 自己資本比率＝純資産額／総資産額

※6 自己資本利益率＝当期利益金／純資産額

2 沿革

本機構は、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、平成16年4月に設立されました。

下図は、本機構設立前に文部科学省、国立大学、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会及び財団法人関西国際学友会が行っていた業務を本機構がどのように承継したかを示したものです。



○は、本機構が承継した業務を、◆はそれ以外の業務((財)日本国際教育支援協会が継承した業務)を示しています。

3 事業の内容

(1) 設立根拠法及び目的

本機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づき、日本育英会の奨学金貸与事業や、それまで財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた留学生関連交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

グローバル化が進展し知的創造性が社会発展を支える重要な基盤となりつつある今日、時代の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成が強く求められており、このため、学生の課題探求能力を涵養し、国際理解を推進するとともに、意欲と能力のある学生に対する修学環境を整えることが今後ますます重要な課題となっています。

本機構は、このような理念を達成するために設立されており、その目的は、機構法第 3 条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することとされています。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

機構法第 26 条により、本機構の主務大臣は、文部科学大臣とされています。

② 役員の任命・解任

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命しますが、任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならない、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。また通則法第 23 条により、文部科学大臣は、理事長及び監事を解任することができるかとされています。

なお、本機構のその他の役員は、理事長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条及び第 23 条）。

③ 業務方法書

通則法第 28 条により、本機構は、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。なお、これを変更しようとするときも同様とされています。

④ 独立行政法人評価制度委員会

通則法第 12 条により、総務省に独立行政法人評価制度委員会が設置されており、以下の⑤、⑧及び⑨の事項に関して、文部科学大臣等に意見を述べる、又は勧告を行うとされています。

⑤ 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑥ 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。以下「文部科学省令」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様とされています。

⑦ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。

⑧ 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

通則法第 32 条により、本機構は、毎事業年度の終了後、以下の事項について、文部科学大臣の評価を受けなければならないとされており、当該評価を受けようとするときは、各事業年度の終了後 3 月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

- ・ 中期目標期間の初年度から第 3 年度：当該事業年度における業務の実績
- ・ 中期目標期間最終年度の前年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- ・ 中期目標期間最終年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

また、文部科学大臣は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構に対して、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならないとされており、必要があると認めるときは、本機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができることとされています。なお、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の評価の結果については、独立行政法人評価制度委員会にも通知することとされており、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされています。

⑨ 中期目標の期間の終了時の検討

通則法第 35 条により、文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、本機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされており、その内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならないとされています。また、独立行政法人評価制度委員会は、当該通知の事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされており、本機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができることとされています。さらに、独立行政法人評価制度委員会は、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないとされています。また、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができるとされています。

⑩ 財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、本機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

⑪ 会計監査人の監査

通則法第 39 条第 1 項により、本機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。なお、通則法第 40 条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任

するとされています。

⑫ 長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、本機構は文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるかとされています。

⑬ 補助金

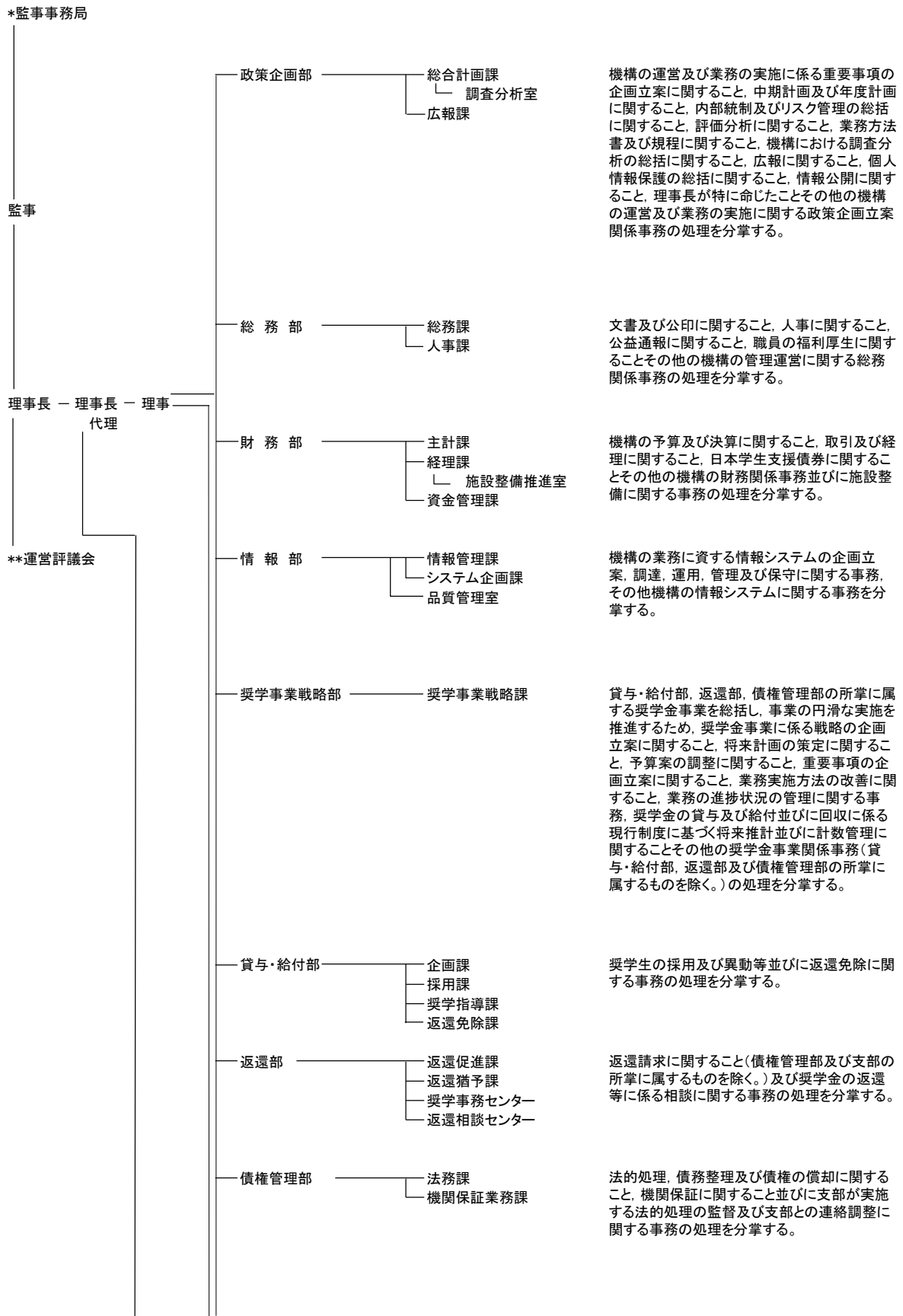
機構法第 23 条及び第 23 条の 2 第 4 項により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する経費の一部及び学資支給基金に充てる資金を補助することができるかとされています。

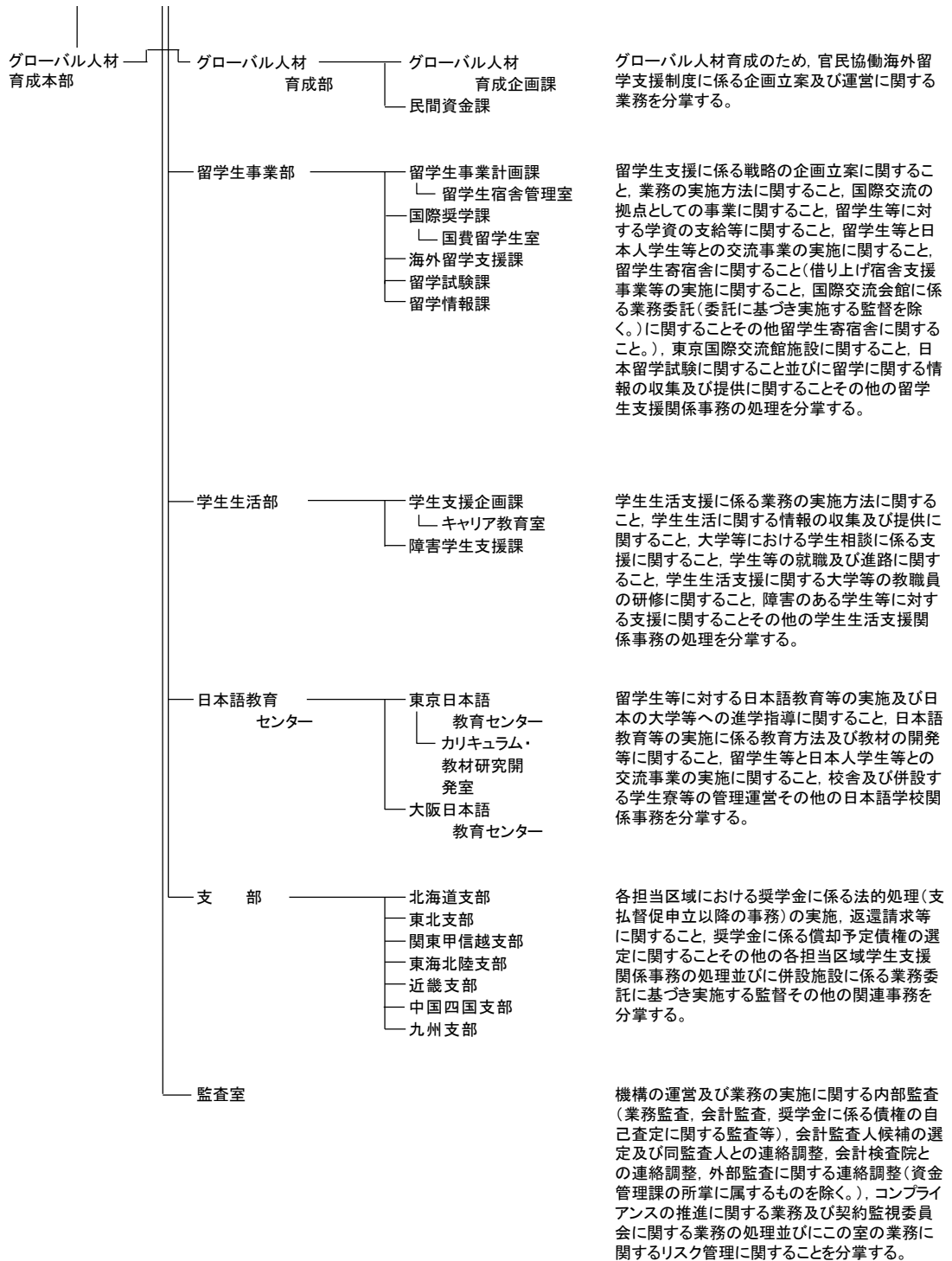
⑭ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 73 号）第 20 条及び第 22 条第 5 号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか（正確性）
- ・ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか（合规性）
- ・ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）
- ・ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- ・ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか（有効性）
- ・ その他会計検査上必要な観点

(3) 組織及び所掌





*監事事務局……………監事の命ずるところに従い、監事を補佐し、監事が行う監査を補助するとともに、監事の事務を整理する。

**運営評議会……………理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、審議を行い、理事長に助言する。

(4) 事業の概要

【奨学金事業】

<給付奨学金>

① 給付奨学金の目的

給付奨学金制度は、特に優れた生徒であって、経済的理由により極めて進学が困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とするものです。

なお、平成 30 年度以降進学者を対象とする本格導入に先立ち、平成 29 年度進学者については、一定の学力・資質要件を満たし、特に経済的に厳しい状況にある学生及び生徒を対象として先行実施されます（後記⑤イ．参照）。

② 対象者

平成 30 年度以降に、大学（学部）、短期大学、専修学校（専門課程）に進学する高等学校 3 年生等及び高等専門学校 4 年生に進級する高等専門学校 3 年生です。

③ 奨学生の推薦基準

本機構が提示するガイドラインに記載の 4 項目の要件（以下参照）を最低水準として、各高等学校等において教育目標や実情を勘案したうえで策定します。

ア．人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献できる人物となる見込みがあること。

イ．健康・・・学校保健安全法第 13 条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

ウ．学力・資質・・・以下のいずれかの要件を満たしていること。

- i 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者。
- ii 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者。
- iii 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者。

エ．家計・・・以下のいずれかに該当することを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- i 家計支持者が住民税非課税（市区町村民税所得割額が 0 円）であること。
- ii 生活保護を受給していること。
- iii 社会的養護を必要とする者（児童養護施設入所者等）であること。

④ 給付金額

給付する月額、設置者別、通学形態別に決められています（社会的養護を必要とする者は、「自宅外通学」の月額が適用されます）。

進学先	国立		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学（学部）・短期 大学・高等専門学校 （4年生）・専修学 校（専門課程）	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

※社会的養護を必要とする者は、一時金として入学時に別途24万円が支給されます。

※進学した国立の大学等で授業料の全額免除を受ける者は、給付金額が減額されます（自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）。

※通信教育課程に進学した場合は、面接授業（夏季・冬季スクーリング、放送大学）を受ける年度について年1回5万円が支給されます。

⑤ 給付対象規模（1学年あたり）

ア．平成30年度以降本格実施分

進学者 2万人

イ．平成29年度先行実施分

進学者 約2,800人

（内訳）私立・自宅外通学生 約2,200人

社会的養護を必要とする者（児童養護施設退所者等） 約600人

<貸与奨学金>

① 貸与奨学金の種類

貸与奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金があります。第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、13ページ以降に示す基準により採用されます。第一種奨学金のうち、高等学校分及び専修学校高等課程分については、平成17年度入学者から各都道府県に事業移管され、本機構は高等学校等奨学金事業交付金を平成26年度まで措置していました。また、平成16年度からは世情に応じ以下の施策を実施しています。

平成16年度以降の新たな施策

年 度	事 項
平成16年度	機関保証制度の導入 特に優れた業績による返還免除制度の創設 法科大学院生を対象とした第一種、第二種奨学金の創設 学位取得を目的として、海外の大学・大学院へ進学する学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設
平成17年度	第一種奨学金の貸与月額の改定
平成18年度	国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設
平成19年度	第二種奨学金の貸与利率選択制の導入
平成20年度	第二種奨学金の新貸与月額の創設
平成21年度	第一種奨学金の貸与月額の改定及び選択制導入 第二種奨学金の入学時特別増額貸与奨学金制度の改定
平成22年度	第一種奨学金の支給開始時期の早期化 減額返還制度の導入
平成24年度	所得連動返還型無利子奨学金制度 ^(※1) の創設
平成25年度	職業に必要な技術の教授を目的とする大学別科、修業年限2年未満の専修学校、専修学校通信教育課程を第一種、第二種奨学金の貸与対象に拡大
平成26年度	海外留学をする学生・生徒 ^(※2) を第一種奨学金の貸与対象に拡大 延滞金の賦課率の引下げ及び返還期限猶予制度の適用年数の延長
平成27年度	特に優れた業績による返還免除制度の博士課程進学時内定制の導入
平成28年度	第一種奨学金における地方創生枠 ^(※3) の創設
平成29年度	低所得世帯の学生・生徒に係る第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃 ^(※4) 第一種奨学金の所得連動返還方式（新所得連動） ^(※5) の創設 減額返還制度の拡充

(※1) 第一種奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象（大学院を除く）として、奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予する制度。

(※2) 本機構が実施する「海外留学支援制度（長期派遣・短期派遣）」（平成27年度より「海外留学支援制度（大学院学位取得型・協定派遣）」）により奨学金等の給付を受ける学生・生徒を対象として実施。

(※3) 第一種奨学金において、大学等に進学する学生・生徒や特定分野の学位を取得しようとする学生・生徒に対して地方創生にかかる特別枠（地方創生枠）を設け、貸与基準を満たす者を優先的に採用する制度。

(※4) 低所得世帯の学生・生徒を対象に、従来の成績基準（評定平均値3.5以上）を実質的に撤廃し、必要とする全ての学生・生徒が第一種奨学金を利用可能となる制度。

(※5) 卒業後の返還について、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択する

ことができる制度。平成 24 年度に創設した「所得連動返還型無利子奨学金」は、所得に応じて返還期限猶予制度について特別な適用を行うものであることから、返還期限猶予の特例という位置付けとなった。

なお、貸与する月額、学種別、設置者別、通学形態別に決められています。

第一種奨学金貸与月額（平成 29 年度 4 月入学の場合）

区 分		貸与月額（円）	
大 学	国・公立	自 宅	30,000、45,000 から選択
		自宅外	30,000、51,000 から選択
	私 立	自 宅	30,000、54,000 から選択
		自宅外	30,000、64,000 から選択
短 大 専修（専門）	国・公立	自 宅	30,000、45,000 から選択
		自宅外	30,000、51,000 から選択
	私 立	自 宅	30,000、53,000 から選択
		自宅外	30,000、60,000 から選択
大学等通信一面授業期間		88,000	
大学院	修士課程		50,000、88,000 から選択
	博士課程		80,000、122,000 から選択
高 専	国・公立	自 宅	10,000、21,000 (30,000、45,000) から選択
		自宅外	10,000、22,500 (30,000、51,000) から選択
	私 立	自 宅	10,000、32,000 (30,000、53,000) から選択
		自宅外	10,000、35,000 (30,000、60,000) から選択

（注）高専の（ ）内月額は、平成 29 年度入学者が 4 年次に進級したときに適用します。

第二種奨学金貸与月額（平成 29 年度 4 月入学の場合）

区 分	貸与月額（自由選択）
大学・短大・高専<4・5年>・専修<専門>	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択
私立大学 医・歯学課程	12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学課程	12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
大 学 院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
法科大学院	15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

入学時の学生生活費の負担が大きいことを勘案し、入学時に 300,000 円を増額貸与する「入学時特別増額貸与奨学金制度」が、第二種奨学金として平成 15 年度に創設されました。平成 16 年度においては、さらに第一種奨学金貸与者にも同制度の適用が拡げられ、平成 21 年度から、従前の貸与額 300,000 円の他に、100,000 円、200,000 円、400,000 円及び 500,000 円の貸与額が設けられ、希望額の選択が可能となりました。

② 奨学生の採用

本機構の奨学生の貸与人員数は、当該年度以前から貸与奨学金の貸与を受けており当該年度以降も引き続き貸与を受ける者（継続者）と当該年度から新たに貸与奨学金の貸与を受ける者（新規採用者）とによって構成されます。このうち、新規採用者については、平成 29 年度より貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現するため、第一種奨学金及び第二種奨学金の学校別内示数は設けず、推薦基準に合致した適格者を全員推薦可能としました。

本機構における採用方法には、定期採用と定期外採用があります。定期採用には、大学等進学前に奨学生採用候補者として採用が行われる予約採用と、入学後の春に採用が行われる在学採用があります。定期外採用には、家計急変等により緊急的に採用する緊急採用（第一種奨学金）と、応急採用（第二種奨学金）があります。定期及び応急採用の貸与期間は、修業年限（4年制大学なら4年間）となっていますが、緊急採用の貸与期間は、採用された年度の3月までとなっています（平成23年度からは、1年ごとに願い出ることにより、修業年限を限度として延長することが可能となりました。）。

在学採用については、学校長の推薦を受けた申込者を本機構が選考し、4～7月に採否を決定します。選考は、主にインターネット上のシステム（J S A S）により行われており、確認書等の書類の提出が必要となります。予約採用については、高校等在学中に募集・選考を行い、採用候補者を決定します。その後、大学等進学後に進学届を提出した採用候補者について、奨学生として採用決定します。

③ 奨学生の推薦基準

奨学生の選考にあたっては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金のそれぞれの基準に照らして行っています。

ア. 人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。又は、大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

イ. 健康・・・下記の健康診断により、修学に十分耐え得るものと認められること。

○ 健康診断

健康診断は、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として次のいずれかによって判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

i 定期健康診断による場合

学校保健安全法による定期健康診断の結果により医師が修学上支障がないと判断した者。ただし、1年次に在学する者については、入学者選抜時の資料とした健康診断によることができる。

ii 医師の健康診断による場合

上記 i の健康診断によることができないときは、医師が健康診断を行い、その結果により修学上支障がないと判断した者。

ウ. 学力・・・以下のとおり。

○ 第一種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

i 大学に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者。又は認定試験合格者であること、かつ、大学における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内である者。

ii 専修学校専門課程に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終 2 か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.2 以上である者。又は認定試験合格者。

iii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

大学・大学院・高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができる者と認められる者。

iv 大学院博士課程に入学する者

大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができる者と認められる者。

v 高等専門学校に入学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.5 以上である者。又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学科の平均水準以上である者。

【低所得世帯の学生・生徒に係る第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃】

平成 29 年度以降入学者より、以下の i 及び ii のいずれにも該当する者については、従来の評定平均値による要件を必要としないものとしました。

i 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者

ii 次のいずれかに該当する者として学校長から推薦を受けられる者

(ア) 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込があること。

(イ) 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込があること。

○ 第二種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

i 大学・専修学校専門課程に入学する者

(ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における最終 2 か年の学習成績が、当該出身学校において平均水準以上と認められる者。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

(エ) 認定試験合格者においては、上記 (ア)、(イ) 又は (ウ) に準ずると認められる者。

ii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

(ア) 大学・大学院・高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると思われる者。

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

iii 大学院博士課程に入学する者

(ア) 大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を備えて活動することができると思われる者。

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

iv 高等専門学校（4・5年生）に進級する者

(ア) 高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

(ウ) 高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

※「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」の採用者で海外留学支援制度による給付を受けてもなお、経済的理由により修学に困難があると認められた者を対象とした「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）」の人物、健康、学力に係る推薦基準は、「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」の支給要件を満たしている者であること。

エ. 家計・・・平成 29 年度貸与奨学金申込の際の家計基準限度額は次表のとおりです。

家計基準限度額一覧表

(単位：万円)

(注) 給与所得世帯の金額は「源泉徴収票の支払金額(税込)」、給与所得以外の世帯の金額は「確定申告書の所得金額」です。

区 分		第一種奨学金		第二種奨学金	
		年収・所得の上限額(4人世帯・自宅通学者の目安)			
		給与所得世帯	給与所得 以外の世帯	給与所得世帯	給与所得 以外の世帯
大学	国・公立	742万円程度	345万円程度	1,096万円程度	688万円程度
	私 立	800	392	1,143	735
短大	国・公立	720	330	1,081	673
	私 立	783	375	1,126	718
大学院	修士課程	本人及び 配偶者の収入	299 (特別の場合は389)	本人及び 配偶者の収入	536
	博士課程		340 (特別の場合は442)		718
高専 (1～3年)	国・公立	665	291	—	—
	私 立	735	340	—	—
高専 (4・5年)	国・公立	660	288	1,062	654
	私 立	723	332	1,106	698
専修 (専門)	国・公立	685	305	1,056	648
	私 立	779	371	1,122	714

④ 貸与の方法と期限

貸与奨学金は、奨学生が指定した金融機関の口座に原則として毎月振り込まれ、在学する学校の修業年限の終期まで貸与することになっています。ただし、主たる家計支持者の失職、破産等による家計急変のため貸与奨学金が必要になった場合の緊急採用奨学金は、採用された年度の3月を終期とすることになっています(平成23年度からは、1年ごとに願い出ることにより、修業年限を限度として延長することが可能となりました。)

⑤ 奨学生の補導(※)

奨学生は在学中、勉学に励みながら充実した学校生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、本機構は学校の協力を得て奨学生の補導に努めています。

補導の一環として奨学生が奨学金を貸与するにふさわしいかどうかの適格性について審査を行い、必要な処置を行っています。

(※) 本機構でいう「補導」とは、奨学生との関係を単に金銭貸借の関係に終わらせることなく、貸与を継続する中で、

- ・ 奨学生の資質の向上を図ること
- ・ 奨学生としての責務を尽くし、本機構の業務の円滑な運営に協力させること
- ・ 奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること等をいいます。

⑥ 機関保証制度

平成16年度より、奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機

関で学ぶことができるようにすること、併せて、奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすること等を目的に、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成16年度新規奨学生から機関保証と人的保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行っている公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けられます。ただし、学位取得を目的とした海外留学のための奨学金の貸与を受けるには、人的保証と機関保証の二つの保証を付すことが必要です。保証料は、次表のとおり奨学金の貸与月額、貸与月数等により異なります（平成29年4月以降に採用される第一種奨学金の保証料は、従前より約15%引き下げとなりました）。

保証料一覧（平成29年度採用者の例）

区 分		貸与月額（円）	貸与月数	保証料月額（円）		
第一種奨学金	短大	国・公立	自 宅	45,000	24	1,365
			自宅外	51,000		1,547
		私 立	自 宅	53,000		1,608
			自宅外	60,000		1,952
				30,000		703
	大学	国・公立	自 宅	45,000	48	1,515
			自宅外	51,000		1,821
		私 立	自 宅	54,000		1,928
			自宅外	64,000		2,666
				30,000		947
	修士		50,000	24	1,517	
			88,000		3,054	
	博士		80,000	36	3,065	
			122,000		5,629	
医・歯・獣医学課程			80,000	48	3,635	
			122,000	48	5,543	
第二種奨学金	短大		30,000	24	832	
			50,000		1,796	
			80,000		3,084	
			100,000		4,366	
			120,000		5,538	
	大学		30,000	48	1,121	
			50,000		2,117	
			80,000		4,320	
			100,000		5,400	
			120,000		6,480	
				7,565		
			薬・獣医学課程の増	140,000	72	7,337
		医・歯学課程の増	160,000	72	8,390	
	修士		50,000	24	1,796	
			80,000		3,084	
			100,000		4,366	
			130,000		6,628	
			150,000		8,349	
	博士		50,000	36	1,898	
			80,000		3,636	
		100,000	5,483			
		130,000	7,127			
		150,000	8,224			

⑦ 奨学金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20年以内の月賦、半年賦、年賦又は月賦・半年賦併用の中から任意に選択された割賦方法により、銀行、信用金庫又は労働金庫の口座から自動引落し（口座振替）で奨学金を回収します。また、振替口座未加入者に対しては委託業者による架電等で加入の依頼をするとともに、払込通知書を発送し請求しています。なお、平成11年度以降に採用された第二種奨学生及び平成12年度以降に採用された第一種奨学生については、返還のしやすさなどの点を考慮し、月賦あるいは月賦・半年賦併用の割賦方法のみの取扱としています。

⑧ 減額返還・返還期限猶予

経済的理由などにより返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成23年1月に創設・運用を開始しました。割賦金額を2分の1に減額する返還方法に加えて、平成29年度以降、新たに3分の1に減額にする返還方法を追加し、減額返還の適用期間も最長10年（120か月）から15年（180か月）に延長しています。

また、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第15条第2項）。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と、災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」があります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病・生活保護受給中・大学校在学・産前産後休業及び育児休業、及び海外派遣の場合はその事由が続いている間（災害は当該事由の原因となる災害の発生から原則として5年）、経済困難等の事由による場合は通算5年が、それぞれ限度となっていました。平成26年度以降は、一定の年収を得られるまでの期間をより長く確保することによって延滞状態に陥る事態を防ぐため、年数を通算10年に延長しています。

⑨ 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって奨学金の返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。

また大学院の第一種奨学生については、これまで日本育英会において、教育職・研究職という特定の職業に就職したことにより適用される返還免除制度がありましたが、本機構においては、この制度は廃止され、新たに特に優れた業績を挙げた大学院の第一種奨学生に対し、その奨学金の全部又は一部の返還を貸与期間終了時に免除する制度が設けられました（機構法第16条）。同制度は、我が国のあらゆる分野で活躍し、国及び社会の発展に貢献する中核的人材を育成することを目的とするものであり、学問分野での顕著な成果や世界レベルでの発明・発見のみならず、文化・芸術・スポーツ分野におけるめざましい活躍、あるいはボランティア等での顕著な社会貢献（全国レベルでの表彰等）等も含めて評

価の対象として、学生の学修へのインセンティブ向上を図ることとしています。

また、同制度の改善・充実を図るため、平成27年度以降、同制度の予算の範囲内で、博士課程の入試結果等が優秀であった者に対し、大学院博士課程において第一種奨学金の貸与を受ける者を対象として、各大学は奨学生推薦時（予約採用においては採用候補者推薦時）に返還免除内定候補者を推薦し、機構は返還免除者を内定できる制度が設けられました。

これにより、博士課程への進学へのインセンティブを付与し給付的効果の充実、学生が博士課程進学後も引き続き安心して教育・研究活動に専念できる環境を整備、さらに大学において、より優秀な人材を確保できる仕組みを構築できるなどの改善を図りました。

⑩ 貸与奨学金の原資

第一種奨学金については、国の一般会計・東日本大震災復興特別会計からの借入金（以下「政府借入金」という。）及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っています。また、平成29年度より第一種奨学金の一部（※）については、財政融資資金及び民間金融機関からの借入金を原資として奨学金の貸与を行っています。

第二種奨学金については、国の財政融資資金からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金、民間金融機関からの借入金及び過去に貸与した第二種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っています。

※貸与基準を満たす希望者全員への貸与実現による貸与人員増及び低所得世帯の学生・生徒に係る学力基準の実質的な撤廃の対象者に係る第一種奨学金

⑪ 貸与利率

第一種奨学金の奨学生への貸与は、無利息となっています。

第二種奨学金の奨学生への貸与は、利息付となっており、貸与利率は3%が上限となっています。（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「機構法施行令」という。）第2条第1項、附則第2条第1項及び文部科学省令附則第5条）。

平成18年度以前に採用された第二種奨学金の奨学生の貸与利率は、貸与する当該月の資金に充てた財政融資資金からの借入金の利率（貸与する当該月の資金に財投機関債の発行により調達した資金を充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）をもとに算定した利率が適用されます。（表1）。

一方、平成19年度からの新規奨学生に対する貸与利率は、貸与終了時に奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の借入利率をもとに算定した利率が、適用されます。また平成19年度から採用された新規奨学生については、第二種奨学金の利便性をさらに高めるために、利率固定方式・利率見直し方式（返還期間中、概ね5年ごとに利率を見直し）を選択できることとなりました（表2及び表3）。

なお、財政融資資金等活用分の第一種奨学金や第二種奨学金は、奨学生が貸与を受けている期間等は無利息であるため、当該期間中の利払に必要な資金に不足が生じる場合は、国の予算内で、利子補給金を受け入れています。利子補給金につきましては、「(6) 損益構造について ②第一種奨学金、第二種奨学金について ウ. 利子補給金について」の項で

説明しております。

⑫ 政府借入金の償還免除等

第一種奨学金における政府借入金については、本機構が第一種奨学金の貸与を受けた者に対し、その返還を免除した場合、当該免除額相当分について、政府は、その貸付金の償還を免除することができることとなっていますが、この制度は日本育英会から承継されているものです。また政府の本機構に対する貸付金の償還の免除は償還期限の早い貸付金から順次行うものとされています（機構法施行令第19条）。

平成28年度までの実績では、昭和21年度からの政府借入金総額（累計）は3兆5,129億円であり、奨学金の返還免除（※）に伴う償還免除の総額7,380億円、平成16年4月1日の本機構設立にあたり法令に基づき償還が免除された政府貸付金641億円及び奨学金の貸付残に伴う東日本大震災復興特別会計借入金の繰上償還額5億円を除いた2兆7,102億円が平成28年度末における政府借入金の借入金残高となりました。このうち311億円は、将来本機構が第一種奨学金の返還を免除することにより、国に対する償還が免除される予定額です。（昭和21年度以前の日本育英会創立当初の貸与資金は大蔵省預金部資金からの借入れによっていましたが、全額償還済みです。）

また、平成28年度末時点においては、昭和59年2月9日までに日本育英会が借入れた国に対する債務が免除されており、その後日本育英会が借入れ、本機構が承継した国に対する債務（昭和59年5月14日に借入れた債務については、一部免除されています。）及び本機構の国に対する債務（平成24年7月6日に借入れた債務については、一部免除されています。）については、借入時から起算して35年が経過した後の平成31年9月以降に償還が想定されます（表4）。

ただし、貸与奨学金の返還免除は今年度以降も発生するものであり、これにより本機構の国に対する債務の免除が行われていくことから、政府借入金の償還開始はさらに延長されるものと見込まれます。

なお、第二種奨学金の貸与財源である財政融資資金については、その借入金の償還を免除する制度はありません（表5）。このため、第二種奨学金については、過去に返還免除となった第二種奨学金にかかる債権についてこれが存続していれば当該年度に返還される予定であった元金相当額の補填（返還免除補填金）等を補助金として受入れています。

（※）返還免除について

本機構において返還免除は以下のように規定されています。

- ・ 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる（機構法施行令第7条第1項）。
- ・ 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる（機構法施行令第7条第2項）。
- ・ 大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したのものには、貸与期間終了の時ににおいて、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる（機構法施行令第8条）。

また、機構法附則第 16 条により日本育英会法の廃止前に育英会が行った貸与契約による貸与金の返還については従前の例によることとなっており、政府は本機構がなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができます。

（ご参考）

旧日本育英会においては、返還免除は以下のように規定されていました。

- ・ 特別免除

高等専門学校・短期大学・大学・大学院で第一種奨学金の貸与を受けた者が学校の教員又は文部科学大臣により指定された研究所の研究員となり、一定の期間その職に在職したとき奨学金の全部又は一部の返還が免除されることがあります（日本育英会法第 24 条）。ただし、平成 10 年 4 月 1 日で日本育英会法の一部が改正され、平成 10 年度以降に高等専門学校・短期大学・大学の 1 年次に入学した者については、奨学金返還特別免除制度は廃止されました。

- ・ 死亡又は心身障害による免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により奨学金を返還することができなくなったとき奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます（日本育英会法第 23 条第 3 項）。

- ・ 特別貸与奨学金

昭和 33 年の法改正により新設された制度で、特に優秀な学生及び生徒に貸与した奨学金であり、同時に発足した一般貸与奨学金より多い貸与月額を受けられ、一般貸与奨学金相当額を返還すれば、残額の返還が免除されます。ただし、この制度は昭和 59 年度に廃止となりました（昭和 59 年の全部改正以前における旧日本育英会法第 16 条ノ 4）。

(表1) 平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表
(平成15年4月以降)

(平成15年4月から平成22年3月までは、元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内の金利、平成22年4月以降は、満期一括償還、5年以内の金利)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成16年1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—
平成19年1月	1.30%	1.3%	—
2月	1.03%	1.3%	0.90% (第9回日本学生支援債券)
3月	1.30%	1.3%	—
4月	1.30%	1.3%	—

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 19 年 5 月	1.30%	1.3%	—
6 月	1.30%	1.3%	—
7 月	1.44%	1.5%	1.19% (第 10 回日本学生支援債券)
8 月	1.50%	1.5%	—
9 月	1.40%	1.4%	—
10 月	1.20%	1.2%	—
11 月	1.03%	1.3%	0.93% (第 11 回日本学生支援債券)
12 月	1.10%	1.1%	—
平成 20 年 1 月	1.10%	1.1%	—
2 月	0.86%	1.0%	0.69% (第 12 回日本学生支援債券)
3 月	0.90%	0.9%	—
4 月	0.90%	0.9%	—
5 月	0.90%	0.9%	—
6 月	1.20%	1.2%	—
7 月	1.40%	1.4%	1.08% (第 13 回日本学生支援債券)
8 月	1.30%	1.3%	—
9 月	1.10%	1.1%	—
10 月	1.10%	1.1%	—
11 月	1.00%	1.0%	1.04% (第 14 回日本学生支援債券)
12 月	0.93%	0.9%	—
平成 21 年 1 月	0.90%	0.9%	—
2 月	0.80%	0.8%	0.78% (第 15 回日本学生支援債券)
3 月	0.90%	0.9%	—
4 月	0.90%	0.9%	—
5 月	0.90%	0.9%	—
6 月	0.90%	0.9%	—
7 月	0.90%	0.9%	0.502% (第 16 回日本学生支援債券)
8 月	0.70%	0.7%	—
9 月	0.70%	0.7%	—
10 月	0.70%	0.7%	—
11 月	0.60%	0.6%	0.498% (第 17 回日本学生支援債券)
12 月	0.60%	0.6%	—
平成 22 年 1 月	0.60%	0.6%	—
2 月	0.60%	0.6%	0.317% (第 18 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—
7 月	0.50%	0.5%	0.251% (第 19 回日本学生支援債券)
8 月	0.40%	0.4%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.231% (第 20 回日本学生支援債券)
10 月	0.40%	0.4%	—
11 月	0.30%	0.3%	0.277% (第 21 回日本学生支援債券)
12 月	0.30%	0.3%	—
平成 23 年 1 月	0.50%	0.5%	—
2 月	0.50%	0.6%	0.300% (第 22 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—
7 月	0.50%	0.5%	0.240% (第 23 回日本学生支援債券)
8 月	0.50%	0.5%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.201% (第 24 回日本学生支援債券)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成23年10月	0.40%	0.4%	—
11月	0.40%	0.4%	0.278% (第25回日本学生支援債券)
12月	0.40%	0.4%	—
平成24年1月	0.40%	0.4%	—
2月	0.40%	0.4%	0.236% (第26回日本学生支援債券)
3月	0.40%	0.4%	—
4月	0.40%	0.4%	—
5月	0.40%	0.4%	—
6月	0.30%	0.3%	—
7月	0.30%	0.3%	0.176% (第27回日本学生支援債券)
8月	0.30%	0.3%	—
9月	0.20%	0.2%	0.151% (第28回日本学生支援債券)
10月	0.30%	0.3%	—
11月	0.20%	0.2%	0.156% (第29回日本学生支援債券)
12月	0.30%	0.3%	—
平成25年1月	0.20%	0.2%	—
2月	0.30%	0.3%	0.150% (第30回日本学生支援債券)
3月	0.20%	0.2%	—
4月	0.20%	0.2%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.30%	0.3%	0.206% (第31回日本学生支援債券)
7月	0.30%	0.3%	—
8月	0.40%	0.4%	—
9月	0.40%	0.4%	0.161% (第32回日本学生支援債券)
10月	0.30%	0.3%	—
11月	0.30%	0.3%	0.187% (第33回日本学生支援債券)
12月	0.20%	0.2%	—
平成26年1月	0.30%	0.3%	—
2月	0.30%	0.3%	0.141% (第34回日本学生支援債券)
3月	0.20%	0.2%	—
4月	0.20%	0.2%	—
5月	0.20%	0.2%	—
6月	0.20%	0.2%	0.152% (第35回日本学生支援債券)
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.20%	0.2%	—
9月	0.20%	0.2%	0.111% (第36回日本学生支援債券)
10月	0.20%	0.2%	—
11月	0.20%	0.2%	0.105% (第37回日本学生支援債券)
12月	0.20%	0.2%	—
平成27年1月	0.10%	0.1%	—
2月	0.10%	0.1%	0.100% (第38回日本学生支援債券)
3月	0.20%	0.2%	—
4月	0.10%	0.1%	—
5月	0.10%	0.1%	—
6月	0.20%	0.2%	0.100% (第39回日本学生支援債券)
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.20%	0.2%	—
9月	0.10%	0.1%	0.100% (第40回日本学生支援債券)
10月	0.10%	0.1%	—
11月	0.10%	0.1%	0.100% (第41回日本学生支援債券)
12月	0.10%	0.1%	—
平成28年1月	0.10%	0.1%	—
2月	0.10%	0.1%	0.099% (第42回日本学生支援債券)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 28 年 3 月	0.10%	0.1%	—

- (注) 1. 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。
2. 第 13 回日本学生支援債券及び第 15 回～第 42 回日本学生支援債券は、平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表2) 平成19年度の採用者で当該年度中に貸与終了した者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利	
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間15年超16年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間15年超16年以内、うち据置期間1年以内
平成19年4月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
5月	1.70%	1.30%	1.7%	1.3%
6月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
7月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
8月	1.80%	1.40%	1.8%	1.4%
9月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
10月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
11月	1.60%	1.10%	1.6%	1.1%
12月	1.60%	1.00%	1.6%	1.0%
平成20年1月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
2月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
3月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間16年うち据置1年)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

(表3) 平成19年度以降の採用者で平成20年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成20年4月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成21年1月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成22年1月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成23年1月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%
6月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
7月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
8月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
11月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成23年12月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
平成24年1月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
2月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
3月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
4月	1.22%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
5月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
6月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
8月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
9月	1.08%	0.26%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%
10月	1.03%	0.20%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
11月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
12月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
平成25年1月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
2月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
3月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
4月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
5月	0.79%	0.30%	0.6%	0.9%	0.3%	0.3%
6月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
8月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
9月	0.99%	0.30%	0.8%	1.1%	0.3%	0.3%
10月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
11月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
12月	0.89%	0.26%	0.7%	1.0%	0.2%	0.3%
平成26年1月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
2月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
3月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
4月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
5月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
6月	0.83%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
7月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
8月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
9月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
10月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
11月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
12月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
平成27年1月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
3月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
4月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
5月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
6月	0.69%	0.10%	0.5%	0.8%	0.1%	0.1%
7月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
8月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
9月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
10月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成27年11月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
12月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
平成28年1月	0.49%	0.10%	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.33%	0.10%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%
3月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
4月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
5月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
6月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
7月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
8月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
9月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
10月	0.06%	0.01%	0.01%	0.09%	0.01%	0.01%
11月	0.05%	0.01%	0.01%	0.07%	0.01%	0.01%
12月	0.15%	0.01%	0.06%	0.2%	0.01%	0.01%
平成29年1月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
3月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
4月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
5月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利率にそれぞれ対応しています。

〔ご参考1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%	平成21年9月18日
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%	平成21年9月18日
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%	平成22年3月19日
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%	平成22年9月17日
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%	平成22年9月17日
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%	平成23年3月18日
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%	平成23年9月20日
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%	平成23年9月20日
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%	平成21年3月19日
第10回	平成19年7月5日	400億円	2年	年1.19%	平成21年9月18日
第11回	平成19年11月6日	400億円	2年	年0.93%	平成21年9月18日
第12回	平成20年2月6日	370億円	2年	年0.69%	平成22年3月19日
第13回	平成20年7月9日	470億円	2年	年1.08%	平成22年9月17日
第14回	平成20年11月28日	400億円	3年	年1.04%	平成23年11月18日
第15回	平成21年2月6日	300億円	2年	年0.78%	平成23年1月20日
第16回	平成21年7月8日	400億円	2年	年0.502%	平成23年6月20日
第17回	平成21年11月9日	400億円	3年	年0.498%	平成24年9月20日
第18回	平成22年2月8日	370億円	2年	年0.317%	平成24年2月20日
第19回	平成22年7月7日	400億円	2年	年0.251%	平成24年7月20日
第20回	平成22年9月15日	400億円	2年	年0.231%	平成24年9月20日
第21回	平成22年11月9日	400億円	3年	年0.277%	平成25年11月20日
第22回	平成23年2月8日	400億円	2年	年0.300%	平成25年2月20日
第23回	平成23年7月7日	400億円	2年	年0.240%	平成25年7月19日
第24回	平成23年9月15日	400億円	2年	年0.201%	平成25年9月20日
第25回	平成23年11月9日	500億円	3年	年0.278%	平成26年11月20日
第26回	平成24年2月8日	400億円	2年	年0.236%	平成26年2月20日
第27回	平成24年7月9日	400億円	2年	年0.176%	平成26年7月18日
第28回	平成24年9月18日	500億円	2年	年0.151%	平成26年9月19日
第29回	平成24年11月7日	500億円	3年	年0.156%	平成27年11月20日
第30回	平成25年2月6日	400億円	2年	年0.150%	平成27年2月20日
第31回	平成25年6月7日	500億円	2年	年0.206%	平成27年6月19日
第32回	平成25年9月9日	400億円	2年	年0.161%	平成27年9月18日
第33回	平成25年11月7日	500億円	3年	年0.187%	平成28年11月18日
第34回	平成26年2月6日	400億円	2年	年0.141%	平成28年2月19日
第35回	平成26年6月9日	500億円	3年	年0.152%	平成29年6月20日
第36回	平成26年9月9日	500億円	2年	年0.111%	平成28年9月20日
第37回	平成26年11月7日	400億円	2年	年0.105%	平成28年11月18日
第38回	平成27年2月6日	400億円	2年	年0.100%	平成29年2月20日
第39回	平成27年6月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年6月20日
第40回	平成27年9月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年9月20日
第41回	平成27年11月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年11月20日
第42回	平成28年2月8日	300億円	2年	年0.099%	平成30年2月20日
第43回	平成28年6月8日	300億円	2年	年0.001%	平成30年6月20日
第44回	平成28年9月7日	300億円	2年	年0.001%	平成30年9月20日
第45回	平成28年11月9日	300億円	2年	年0.001%	平成30年11月20日
第46回	平成29年2月8日	300億円	2年	年0.001%	平成31年2月20日
第47回	平成29年6月7日	300億円	2年	年0.001%	平成31年6月20日

日本育英会債券

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年 限	発 行 金 利	償 還 年 月 日
第 1 回	平成 13 年 12 月 5 日	100 億円	10 年	年 1.59%	平成 23 年 12 月 5 日
第 2 回	平成 14 年 10 月 28 日	360 億円	5 年	年 0.50%	平成 19 年 12 月 20 日
第 3 回	平成 15 年 2 月 3 日	200 億円	5 年	年 0.44%	平成 19 年 12 月 20 日
第 4 回	平成 15 年 8 月 5 日	300 億円	5 年	年 0.52%	平成 20 年 9 月 19 日
第 5 回	平成 15 年 12 月 5 日	260 億円	5 年	年 0.70%	平成 20 年 9 月 19 日
第 6 回	平成 16 年 3 月 5 日	50 億円	5 年	年 0.64%	平成 21 年 3 月 19 日

※ 平成 29 年 8 月 25 日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）より AA+、株式会社格付投資情報センター（R&I）より AA の信用格付けを取得しています。

〔ご参考2〕民間金融機関からの借入の状況

平成25年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（％）	借入日	満期日
平成25年4月25日	46,500	0.10000	平成25年5月14日	平成25年8月7日
平成25年5月24日	40,000	0.10000	平成25年6月7日	平成25年9月9日
平成25年6月25日	140,000	0.11000	平成25年7月9日	平成25年10月9日
平成25年7月24日	115,000	0.12000	平成25年8月7日	平成25年11月7日
平成25年8月26日	130,000	0.12000	平成25年9月9日	平成25年12月9日
平成25年9月25日	150,000	0.11636	平成25年10月9日	平成26年1月8日
平成25年10月23日	130,000	0.12091	平成25年11月7日	平成26年2月6日
平成25年11月25日	150,000	0.10091	平成25年12月9日	平成26年3月7日

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（％）	借入日	利払（満期）日
平成25年12月17日	133,819	0.10091	平成26年1月8日	平成26年4月8日
	—	0.09182	—	平成26年7月8日
	—	0.09000	—	平成26年10月8日
	—	0.09000	—	平成27年1月7日
平成26年1月23日	133,819	0.10000	平成26年2月6日	平成26年5月2日
	—	0.09182	—	平成26年8月6日
	—	0.09000	—	平成26年11月6日
	—	0.06909	—	平成27年2月6日
平成26年2月21日	145,620	0.10182	平成26年3月7日	平成26年6月6日
	—	0.10000	—	平成26年9月5日
	—	0.10000	—	平成26年12月5日
	—	0.07091	—	平成27年3月9日

平成26年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（％）	借入日	満期日
平成26年4月25日	38,800	0.100%	平成26年5月14日	平成26年8月7日
平成26年6月25日	150,000	0.100%	平成26年7月9日	平成26年10月8日
平成26年7月24日	122,250	0.100%	平成26年8月7日	平成26年11月7日
平成26年9月24日	150,000	0.100%	平成26年10月8日	平成27年1月7日
平成26年10月23日	150,000	0.100%	平成26年11月7日	平成27年2月6日
平成26年11月25日	150,000	0.100%	平成26年12月9日	平成27年3月9日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（％）	借入日	満期日
平成26年12月16日	105,849	0.100%	平成27年1月7日	平成28年1月6日
平成27年1月23日	105,849	0.100%	平成27年2月6日	平成28年2月8日
平成27年2月23日	151,121	0.100%	平成27年3月9日	平成28年3月9日

平成 27 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 27 年 4 月 23 日	21,200	0.100%	平成 27 年 5 月 13 日	平成 27 年 8 月 7 日
平成 27 年 6 月 24 日	150,000	0.100%	平成 27 年 7 月 8 日	平成 27 年 10 月 7 日
平成 27 年 7 月 24 日	126,500	0.100%	平成 27 年 8 月 7 日	平成 27 年 11 月 9 日
平成 27 年 8 月 26 日	112,000	0.100%	平成 27 年 9 月 9 日	平成 27 年 12 月 9 日
平成 27 年 9 月 18 日	160,000	0.100%	平成 27 年 10 月 7 日	平成 28 年 1 月 6 日
平成 27 年 10 月 23 日	160,000	0.100%	平成 27 年 11 月 9 日	平成 28 年 2 月 8 日
平成 27 年 11 月 25 日	160,000	0.100%	平成 27 年 12 月 9 日	平成 28 年 3 月 9 日

長期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 27 年 12 月 16 日	114,793	0.099%	平成 28 年 1 月 6 日	平成 29 年 1 月 6 日
平成 28 年 1 月 25 日	100,000	0.090%	平成 28 年 2 月 8 日	平成 29 年 2 月 8 日
平成 28 年 2 月 24 日	152,635	0.001%	平成 28 年 3 月 9 日	平成 29 年 3 月 8 日

平成 28 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 28 年 4 月 22 日	28,000	0.000%	平成 28 年 5 月 12 日	平成 28 年 8 月 8 日
平成 28 年 5 月 25 日	160,000	0.000%	平成 28 年 6 月 8 日	平成 28 年 9 月 7 日
平成 28 年 6 月 23 日	30,000	0.000%	平成 28 年 7 月 7 日	平成 28 年 10 月 6 日
平成 28 年 7 月 25 日	50,000	0.000%	平成 28 年 8 月 8 日	平成 28 年 11 月 9 日
平成 28 年 8 月 24 日	170,000	0.000%	平成 28 年 9 月 7 日	平成 28 年 12 月 7 日
平成 28 年 9 月 21 日	120,000	0.000%	平成 28 年 10 月 6 日	平成 29 年 1 月 6 日
平成 28 年 10 月 25 日	150,000	0.000%	平成 28 年 11 月 9 日	平成 29 年 2 月 8 日
平成 28 年 11 月 22 日	170,000	0.000%	平成 28 年 12 月 7 日	平成 29 年 3 月 8 日

長期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 28 年 12 月 16 日	100,000	0.000%	平成 29 年 1 月 6 日	平成 30 年 1 月 9 日
平成 29 年 1 月 25 日	100,000	0.000%	平成 29 年 2 月 8 日	平成 30 年 2 月 7 日
平成 29 年 2 月 22 日	116,100	0.000%	平成 29 年 3 月 8 日	平成 30 年 3 月 7 日

平成 29 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 29 年 4 月 26 日	15,000	0.000%	平成 29 年 5 月 12 日	平成 29 年 8 月 8 日
平成 29 年 5 月 25 日	180,000	0.000%	平成 29 年 6 月 7 日	平成 29 年 9 月 7 日
平成 29 年 6 月 26 日	65,700	0.000%	平成 29 年 7 月 7 日	平成 29 年 10 月 6 日
平成 29 年 7 月 26 日	17,300	0.000%	平成 29 年 8 月 8 日	平成 29 年 11 月 8 日
平成 29 年 8 月 25 日	180,000	未定	平成 29 年 9 月 7 日	平成 29 年 12 月 7 日
平成 29 年 9 月 25 日	未定	未定	平成 29 年 10 月 6 日	平成 30 年 1 月 9 日
平成 29 年 10 月 25 日	未定	未定	平成 29 年 11 月 8 日	平成 30 年 2 月 7 日
平成 29 年 11 月 24 日	未定	未定	平成 29 年 12 月 7 日	平成 30 年 3 月 7 日

長期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 29 年 12 月 20 日	未定	未定	平成 30 年 1 月 9 日	平成 31 年 1 月 9 日
平成 30 年 1 月 25 日	未定	未定	平成 30 年 2 月 7 日	平成 31 年 2 月 6 日
平成 30 年 2 月 22 日	未定	未定	平成 30 年 3 月 7 日	平成 31 年 3 月 7 日

〔ご参考3〕 第二種奨学金の財政融資資金からの借入金利推移表（平成15年3月以前）

改定年月日	年利(%)	改定年月日	年利(%)	改定年月日	年利(%)
昭和59年 2月 1日	7.1 (3.0)	平成6年 8月 17日	4.5 (3.0)	平成11年 11月 12日	2.0 (2.0)
60年 10月 11日	6.8 (3.0)	11月 16日	4.75 (3.0)	12月 17日	2.1 (2.1)
61年 2月 24日	6.3 (3.0)	7年 2月 15日	4.65 (3.0)	12年 1月 28日	2.0 (2.0)
3月 31日	6.05 (3.0)	4月 7日	4.2 (3.0)	2月 16日	1.9 (1.9)
62年 3月 7日	5.2 (3.0)	5月 8日	3.85 (3.0)	3月 10日	2.0 (2.0)
5月 30日	4.6 (3.0)	6月 7日	3.65 (3.0)	4月 7日	2.1 (2.1)
8月 21日	4.8 (3.0)	7月 14日	3.25 (3.0)	5月 19日	2.0 (2.0)
10月 27日	5.2 (3.0)	10月 16日	3.15 (3.0)	6月 14日	1.9 (1.9)
63年 2月 19日	5.0 (3.0)	8年 3月 15日	3.4 (3.0)	9月 8日	2.0 (2.0)
4月 30日	4.8 (3.0)	9月 11日	3.3 (3.0)	10月 12日	2.1 (2.1)
9月 13日	5.1 (3.0)	10月 9日	3.1 (3.0)	12月 13日	2.0 (2.0)
12月 30日	4.85 (3.0)	12月 11日	3.0 (3.0)	13年 1月 26日	1.8 (1.8)
平成元年 7月 28日	5.1 (3.0)	9年 1月 24日	2.9 (2.9)	2月 21日	1.7 (1.7)
12月 22日	5.4 (3.0)	3月 19日	2.8 (2.8)	3月 14日	1.6 (1.6)
2年 2月 27日	6.2 (3.0)	4月 9日	2.7 (2.7)	4月 1日	0.6 (0.6)
4月 27日	6.7 (3.0)	5月 9日	2.6 (2.6)	5月 9日	0.6 (0.6)
6月 29日	6.4 (3.0)	6月 6日	2.9 (2.9)	6月 1日	0.5 (0.5)
8月 17日	6.7 (3.0)	7月 11日	2.8 (2.8)	7月 3日	0.4 (0.4)
9月 21日	7.3 (3.0)	8月 8日	2.7 (2.7)	8月 3日	0.5 (0.5)
10月 26日	7.9 (3.0)	9月 10日	2.5 (2.5)	9月 3日	0.5 (0.5)
11月 15日	7.2 (3.0)	10月 13日	2.4 (2.4)	10月 3日	0.5 (0.5)
12月 18日	6.9 (3.0)	11月 6日	2.2 (2.2)	11月 2日	0.5 (0.5)
3年 2月 1日	6.6 (3.0)	10年 1月 23日	2.1 (2.1)	12月 4日	0.6 (0.6)
7月 17日	6.7 (3.0)	2月 12日	2.3 (2.3)	14年 1月 4日	0.5 (0.5)
9月 13日	6.3 (3.0)	3月 11日	2.1 (2.1)	2月 8日	0.7 (0.7)
10月 30日	6.0 (3.0)	4月 8日	2.0 (2.0)	3月 5日	0.7 (0.7)
4年 1月 29日	5.5 (3.0)	6月 10日	1.8 (1.8)	4月 2日	0.6 (0.6)
9月 28日	5.05 (3.0)	8月 14日	1.9 (1.9)	5月 8日	0.6 (0.6)
12月 24日	4.9 (3.0)	9月 11日	1.7 (1.7)	6月 3日	0.6 (0.6)
5年 2月 24日	4.7 (3.0)	10月 16日	1.1 (1.1)	7月 5日	0.5 (0.5)
3月 24日	4.4 (3.0)	12月 16日	1.3 (1.3)	8月 2日	0.5 (0.5)
6月 25日	4.9 (3.0)	11年 1月 27日	2.2 (2.2)	9月 2日	0.4 (0.4)
8月 25日	4.6 (3.0)	2月 17日	2.1 (2.1)	11月 1日	0.3 (0.3)
10月 20日	4.3 (3.0)	4月 21日	2.0 (2.0)	12月 3日	0.4 (0.4)
11月 25日	4.1 (3.0)	5月 19日	1.7 (1.7)	15年 1月 6日	0.3 (0.3)
12月 22日	3.85 (3.0)	6月 11日	1.6 (1.6)	2月 13日	0.3 (0.3)
6年 1月 26日	3.65 (3.0)	7月 16日	2.0 (2.0)	3月 12日	0.3 (0.3)
3月 24日	4.3 (3.0)	9月 10日	2.1 (2.1)		
6月 17日	4.1 (3.0)	10月 14日	1.9 (1.9)		

- (注) 1. 平成12年度までの借入については、元金均等償還、半年賦、貸付期間20年（平成11年度まではうち据置3年、平成12年度からはうち据置4年）の利率が適用されていましたが、平成13年度からは、財政投融资改革により、元金均等償還、半年賦、5年金利見直し19年超20年以内（うち据置期間3年超4年以内）貸付の金利が適用されることとなりました。
2. 「年利」欄の（ ）内は、奨学金の貸与利率です。平成13年度からは、上記1. の5年金利見直しにおける当初5年間の金利が適用されています。
3. 平成12年度までは「資金運用部資金」です。

(表 4) 第一種奨学金における政府借入金（一般会計・特別会計）の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 31 年度	72,096,159	平成 49 年度	91,892,568
32	78,715,220	50	98,228,054
33	74,186,429	51	99,037,432
34	73,818,887	52	81,262,237
35	73,892,913	53	88,163,347
36	72,483,472	54	80,226,481
37	71,939,987	55	71,202,945
38	73,251,760	56	70,445,426
39	73,917,858	57	65,338,990
40	76,302,725	58	65,656,472
41	79,379,206	59	74,976,802
42	85,241,409	60	78,621,973
43	86,896,067	61	77,672,649
44	87,398,492	62	78,281,475
45	89,761,811	63	90,496,587
46	98,596,253	64	107,451,557
47	108,328,787	65	27,031
48	104,637,269		

(注) 上表の金額は、昭和59年5月14日以降の借入金の残額及び平成29年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

(表 5) 第二種奨学金における財政融資資金（平成 13 年度までは資金運用部資金）の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 29 年度	518,720,000	平成 40 年度	291,740,000
30	550,010,000	41	256,640,000
31	544,300,000	42	229,980,000
32	528,060,000	43	193,740,000
33	510,700,000	44	155,380,000
34	487,830,000	45	121,980,000
35	473,540,000	46	97,080,000
36	447,210,000	47	71,840,000
37	414,820,000	48	47,500,000
38	373,760,000	49	22,900,000
39	330,750,000		

(注) 上表の金額は、平成9年10月9日以降の借入金の残額及び平成29年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

【留学生支援事業】

本機構では、留学生交流の推進を図るため、各種の学資金の支給の他、我が国及び諸外国への留学希望者に対する情報提供、日本語教育、日本留学試験等を実施しています。また、国際交流拠点として国際交流会館の設置・運営など留学生の宿舍の整備を行っています。

① 学資の支給

- ・ 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）
優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を給付しています。
- ・ 海外留学支援制度（協定受入）
学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の高等教育機関に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間、我が国の大学等に受入れる場合、当該留学生に対し、奨学金を支給しています。
- ・ 海外留学支援制度（協定派遣）
学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間諸外国の高等教育機関に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金を支給しています。
- ・ 海外留学支援制度（大学院学位取得型）
諸外国の大学で修士又は博士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金及び授業料（上限あり）を支給しています。
- ・ 官民協働海外留学支援制度
我が国の大学等に在籍している学生を 28 日以上 2 年以内の期間、諸外国の高等教育機関等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金、授業料（上限あり）及び留学準備金を支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。なお、本制度の実施に当たっては、民間企業等からの寄附金を募り、計画的に行います。
- ・ 国費外国人留学生への奨学金等支給
文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行っています。
- ・ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金等支給
日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系学部を有する大学に招致する韓国人学部留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行っています。

② 外国人留学生に対する宿舍の支援

- ・ 国際交流会館等の設置・運営
外国人留学生等の宿舍として、全国に国際交流会館等を設置しています。入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流、その他国際交流を深めるための各種行事を実施しています。

- ・ 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施
留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舎を借り上げる等により外国人留学生に宿舎を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・海外留学支援制度（協定受入）支援・ホームステイ支援）を実施し、大学等に対し支援金を交付しています。
- ③ 帰国外国人留学生フォローアップ事業
- ・ 帰国外国人留学生短期研究制度
開発途上国・地域等から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しています。
 - ・ 帰国外国人留学生研究指導事業
我が国における留学を終了し、帰国後、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している者に対し、我が国における留学時の指導教員を最長 10 日間現地に派遣し、研究指導等を実施する機会を提供しています。
 - ・ 日本留学ネットワークメールマガジン
帰国外国人留学生等との交流を継続していくため、メールマガジンにより、様々な情報を提供しています。
- ④ 外国人留学生の就職支援
- 日本国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象とした就職支援に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供等を関係機関等と連携して行っています。
- ⑤ 日本留学試験の実施
- 外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、日本留学試験を実施しています。この試験結果は、大学等において外国人留学生の入学選考のために利用されています。
- ⑥ 日本語予備教育の実施
- 東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語教育及び基礎教科の教育を行っています。また、日本理解を促進するため、小・中・高・大学生・社会人等各層との交流事業等を行っています。
- ⑦ 留学情報の提供
- ・ 海外から日本への留学情報の提供
日本への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行うとともに、アジア 5 都市（ジャカルタ、ソウル、バンコク、ハノイ、クアラルンプール）に海外事務所を設置し、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行っています。また、日本の大学等の参加を得て、海外において日本留学フェアを開催し

ている他、他機関が主催する説明会に参加し、留学情報を提供しています。

- ・ 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行っています。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、海外留学フェアを開催しています。

この他年間を通じて小規模の海外留学説明会を実施するとともに、他機関が主催する留学イベントに参加し、情報提供を行っています。

【学生生活支援事業】

本機構では、「日本再興戦略」や「第3次障害者基本計画」等も踏まえ、各大学等の学生生活支援に資するため、大学等のニーズをよりの確に把握し、①大学等におけるインターンシップ等キャリア教育・就職支援の充実を図るための施策、②障害のある学生等固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実を図るための施策、③大学等における学生生活及び学生生活支援の取組に関する情報の収集・分析・提供、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーの実施等の事業を行っています。

① キャリア・就職支援事業

平成 27 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略改訂 2015」において、学生のインターンシップ参加比率の飛躍的向上や中長期インターンシップの取組促進等が掲げられており、平成 28 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」においても、大学等におけるインターンシップを引き続き推進していくこととしています。

また、同じく平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、教育効果の高い多様なインターンシップの推進、地方企業でのインターンシップによる地方への人材還流、地元定着の促進といった具体的な施策が、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」では、「地方創生インターンシップ」を産官学で推進するとの方針が掲げられています。

本機構では、大学等における多様なインターンシップ等キャリア教育の取組拡大を支援するとともに、産業界とも連携して産学官連携教育の推進を図っていきます。

ア. 全国キャリア・就職ガイダンスの開催

大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省等の行政説明、講演と、国、地方公共団体、大学等、企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的として開催しています。

イ. インターンシップ等専門人材ワークショップの開催

大学等におけるインターンシップ等キャリア教育を推進するため、専門家による講演やレクチャー、先駆的なインターンシップ等の実施事例の紹介とグループワークを通じて、参加者の知見を広めると共に、専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図ることを目的として開催します。

ウ. キャリア教育・就職支援ワークショップの開催

大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、講演やレクチャー、グループワークを行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図ることを目的として開催します。

エ. インターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供

全国各地域の大学や推進協議会が実施するインターンシップ等キャリア教育の好事例等の情報を、ウェブサイトへの相互リンクにより提供します。

② 障害学生等支援事業

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しています。一方、平成 26 年 2 月に障害者の権利に関する条約が我が国について発効し、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の合理的配慮規定等が施行され、国公立の大学等では障害者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への不当な差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となりました。こうした動向を踏まえ、大学等における障害学生支援の体制整備等を支援する各種事業を引き続き推進していく予定です。

- ・ 障害のある学生の修学支援に関する実態調査の実施

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で必要な全国の大学等における障害学生の状況及びその支援状況について把握するために平成 17 年度から毎年実施しています。平成 26 年度からは、調査結果について専門家による分析を行っています。

- ・ 「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止、解決等事例調査

同法施行により今後増加が予想される、障害のある学生と大学等との間においての差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争について、防止や解決のために参考となる事例を収集・分析・公表・普及することを目的とする調査を平成 28 年度から実施しています。

- ・ 教職員のための障害学生修学支援ガイドの発行

初めて障害のある学生を受け入れる学校等が、障害学生支援の体制を整えていく際の参考となるよう、障害種別にまとめた資料として刊行しています。平成 29 年度には障害者差別解消法施行による合理的配慮規定等や、文科省による第二次まとめ等の政府の動向を踏まえた内容に刷新を予定しています。

- ・ 全国障害学生支援セミナー【体制整備支援セミナー】の開催

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴い、大学等では障害のある学生をはじめとした障害者への不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の不提供の禁止が法的義務または努力義務となったことにより、大学等と障害のある学生の間で発生する紛争の防止や解決に向けて更なる体制の整備が必要になりました。

こうした状況を踏まえ本機構では、理解啓発を目的とし、大学等における障害のある学生への修学支援の充実と体制の強化を図るために開催しています。

- ・ 全国障害学生支援セミナー【専門テーマ別セミナー】の開催

「発達障害学生支援」、「高大連携」などの専門的なテーマに焦点を当て、大学等関係者に広く周知・啓発を行い、支援についての情報提供を図るために開催しています。

- ・ 障害学生支援実務者育成研修会の開催

講義・演習形式のカリキュラムにより障害学生支援の実務者を育成することを目的としています。本研修会は、障害学生支援の基本的な知識の習得や対応の向上等を図ることを目的とした基礎プログラムと、障害学生支援を担当する教職員個々の専門的知

識の向上や実践面の向上を図ることを目的とした応用プログラムに分けて開催しています。

- ・ 心の問題と成長支援ワークショップの開催

学生の心の問題や成長支援に関する課題やニーズについて、レクチャー、グループワーク等を行い、支援を担当する教職員個々の専門的知識・ノウハウの習得や実践面の向上を図ることにより、大学等における学生の心のセーフティネットの更なる充実を促進することを目的としたワークショップを開催しています。

③ 学生生活調査・大学等における学生支援の取組状況に関する調査等

- ・ 学生生活調査

全国の学生を対象として、学生の標準的な学生生活状況を把握し、学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的として、隔年で調査を実施しています。

- ・ 大学等における学生支援の取組状況に関する調査

学生支援に関するニーズを把握することを目的として、全国の大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について隔年で調査を実施しています。

- ・ 学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー

各種調査等を踏まえ、管理者・実務担当者を対象として各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた好事例等を紹介しています。

④ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒の修学のための費用を軽減することを目的に、JR の協力を得て大学等に学割証を配付しています。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

独立行政法人制度では「中期目標」や「中期計画」といった明確な目標設定が導入されています。

中期目標は、3年から5年を期間として、主務大臣から独立行政法人に示されるものであり、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上、財務内容の改善などの事項について定められています。独立行政法人は、この中期目標を達成するため、自ら「中期計画」を作成して主務大臣の認可を受けることとされています。

独立行政法人は、この「中期計画」及び年度ごとの「年度計画」をもとにして毎年度の業務を行います。

① 中期目標

通則法第29条により、文部科学大臣は、3年以上5年以下の期間（本機構においては5年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないとされています。本機構においては、現在、平成26年4月から平成31年3月までの中期目標が、文部科学大臣から指示されています。

② 中期計画

通則法第30条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。本機構においては、現在、平成26年4月から平成31年3月までの中期目標に基づく中期計画を定め、計画に則り業務を行っています。

③ 年度計画

通則法第31条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

中期目標、中期計画及び年度計画につきましては、下記の本機構ホームページをご参照ください。

本機構ホームページ<<http://www.jasso.go.jp/about/disclosure/gyoumu/3rd.html>>

(6) 損益構造について

① 勘定について

本機構は、第 193 回通常国会における機構法の改正により、同法第 23 条の 3 において学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務については、特別の勘定（学資支給業務勘定）を設けて、その他の業務（一般勘定）と区分経理を行うこととなりました。

また、文部科学省令第 17 条第 1 項においては、同法第 23 条の 3 の規定によるもののほか、一般勘定においては第一種奨学金の貸与に係る業務（機構法第 22 条第 1 項の規定により政府が貸し付けた資金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）、第一種奨学金（前に掲げるものを除く。）の貸与に係る業務、第二種奨学金の貸与に係る業務、その他の業務の 4 つに経理を区分して整理することとされています。

② 第一種奨学金、第二種奨学金について

奨学金貸与事業にかかる経理区分については、日本育英会の事業を承継しています。

なお、高等学校及び専修学校高等課程を対象とした奨学金については平成 17 年度入学者より都道府県に移管されています。

ア. 貸与奨学金の種類

貸与奨学金は特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に無利息で貸与する第一種奨学金と、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に利息付で貸与する第二種奨学金に分かれます。

イ. 貸与利率

・ 第一種奨学金

第一種奨学金については、本機構から奨学生への貸与金は無利息となっています。

・ 第二種奨学金

平成 18 年度以前の採用者については、当該月の奨学金の交付に充てた財政融資資金の借入利率が、当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。

平成 19 年度以降の採用者については、貸与終了時に奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の借入利率が適用されます。

ウ. 利子補給金について

機構法第 23 条において、政府は毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、機構法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができることとされています。

財政融資資金等活用分以外の第一種奨学金については、貸与財源となる国の一般会計からの借入れが無利息であるため、利子補給金の受入はありません。

財政融資資金等活用分の第一種奨学金については、貸与財源となる財政融資資金等からの借入が有利息である一方、奨学生に対して無利息で貸与しているため、本機構に金利負担が生じます。その収支差を補う財源として利子補給金を受入れています。

また、第二種奨学金については、貸与財源である財政融資資金等からの借入が有利息であり、奨学生に対して利息付で貸与しているため返還中は奨学生からの利息収入があるものの、奨学生に対して無利息で貸与している期間、返還の期限を猶予している期間

及び財政融資資金からの借入利率が3%を超える場合は、本機構に金利負担が生じます。その収支差を補う財源として利子補給金を受入れています。

エ. 国庫補助金について

死亡等により法令に基づいて返還免除となった財政融資資金等活用分の第一種奨学金及び第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費（返還免除補填金）、回収不能債権の償却財源として補填するための経費（回収不能債権補填金）、及び施設・設備の整備に要する経費については、国庫補助金を受入れています。

③ 有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し

本機構では、平成16年12月の財政制度等審議会（財政投融资分科会）での利子補給金の財政負担軽減に係る議論等を踏まえ、平成19年度から、第二種奨学金に係る貸与方法を見直すとともに、資金調達方法を工夫し、在学中の利息負担の軽減及び貸与終了後の金利ミスマッチの解消を図りました。

この貸与制度及び資金調達制度の見直しの主なポイントは以下のとおりです。

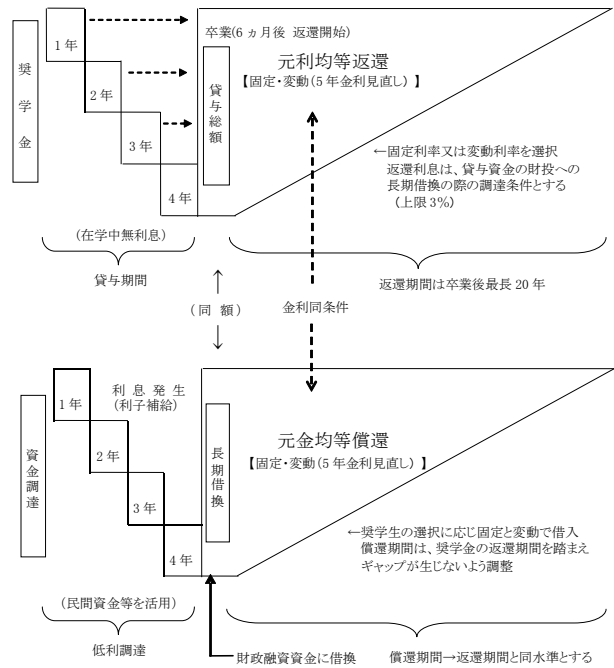
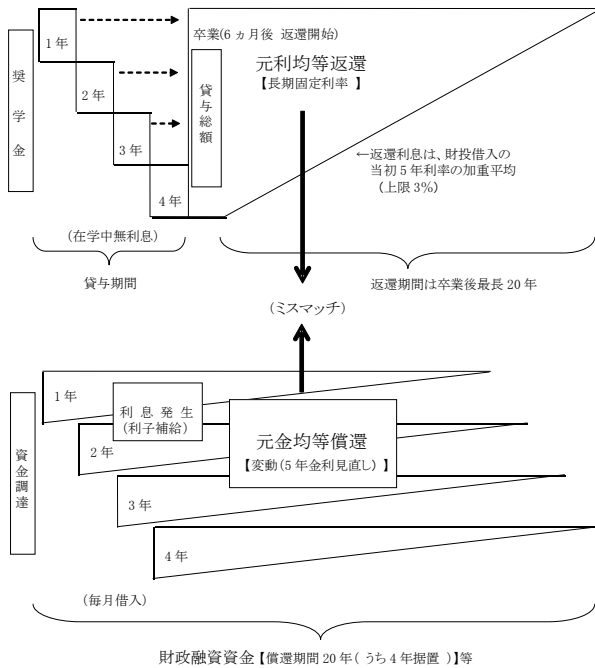
- ・ 貸与期間中（在学中）は無利息で奨学金の貸与が行われ、本機構は国から利子補給金を受けることとなるが、この間の資金を民間資金借入により調達し、奨学生からの返還が開始される貸与期間終了の際に、財政融資資金の長期資金への借換えを実施する。
- ・ 奨学生は、貸与金利について、利率固定方式、利率見直し方式（5年ごとの金利見直し）のいずれかを選択する。
- ・ 奨学生への貸与金利は、平成20年度以降の貸与終了者については、利率固定方式及び5年ごと利率見直し方式におけるそれぞれの「借入期間20年（据置期間なし）と15年（据置期間1年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の財政融資資金借入金利を加重平均した利率を適用する。（平成19年度中の貸与終了者は、利率固定方式及び5年ごと利率見直し方式におけるそれぞれの「借入期間16年（据置期間1年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の加重平均利率を適用する。）

(平成 18 年度以前)

(平成 19 年度以降)

(見直し前)

(見直し後)



④ 貸与奨学金以外の損益構造について

一般勘定のうち貸与奨学金以外の経費については、その他の業務にかかる経理区分として整理しています。これは、文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業に係る経費、人件費及び管理費から構成されており、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われています（通則法第 46 条）。

なお、独立行政法人は、企業会計的な損益計算を行います。公共的な業務を行い、利益獲得を目的としないことから、その利益処分に当たっては、主務大臣によって法人の経営努力により生じたものと承認された額を予め中期計画に定められた用途に使用することができる。それ以外の額を積立金として処理し、中期計画の末において個別法に基づいて整理することとされています（通則法第 44 条、同第 30 条）。一方で、損失が生じた場合には、法人の長の責で対応を図ることとされています。

本機構が受入れた運営費交付金及び補助金等の金額

(単位：千円)

年 度	運営費交付金	利子補給金	国庫補助金	高等学校等 奨学金事業交付金
平成 24 年度	14,802,368	2,948,947	10,372,177	20,036,613
平成 25 年度	13,921,746	2,040,118	10,514,922	13,464,762
平成 26 年度	14,029,475	790,548	14,252,145	8,078,857
平成 27 年度	12,868,615	1,024,142	15,755,540	—
平成 28 年度	13,245,304	781,490	17,586,780	—

(7) 平成 29 年度予算について (概要)

(単位：百万円)

区分	奨学金 貸与事業	留学生 支援事業	学生生活 支援事業	法人共通	金額
収入					
借入金等	1,293,128	—	—	—	1,293,128
運営費交付金	5,998	5,195	363	2,218	13,773
育英資金返還免除等補助金	6,863	—	—	—	6,863
学資支給基金補助金	7,000	—	—	—	7,000
留学生交流支援事業費補助金	—	8,065	—	—	8,065
寄附金収入	398	1,994	—	—	2,392
貸付回収金	789,153	—	—	—	789,153
貸与金利息等	33,617	—	—	—	33,617
政府補助金	1,001	—	—	—	1,001
事業収入	—	912	—	—	912
雑収入	3,143	461	—	38	3,642
計	2,140,301	16,627	363	2,256	2,159,547
支出					
奨学金貸与事業費	1,076,592	—	—	—	1,076,592
一般管理費	—	—	—	2,212	2,212
うち、人件費 (管理系)	—	—	—	1,178	1,178
物件費	—	—	—	1,034	1,034
業務経費	8,875	6,554	345	—	15,774
貸与事業を除く事業費	2,215	6,554	345	—	9,114
うち、人件費 (事業系)	2,215	950	246	—	3,411
物件費	—	5,605	99	—	5,704
貸与事業業務経費	6,660	—	—	—	6,660
特殊経費	265	14	18	43	341
借入金等償還	1,004,920	—	—	—	1,004,920
借入金等利息償還	39,795	—	—	—	39,795
学資支給基金補助金経費	1,816	—	—	—	1,816
留学生交流支援事業費補助金経費	—	8,065	—	—	8,065
寄附金事業費	398	1,994	—	—	2,392
計	2,132,662	16,627	363	2,256	2,151,908

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4 関係会社の状況

該当事項はありません。

5 役職員の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
役員	7 (1) 人	7 (1) 人	7 (1) 人
職員	487 人	505 人	509 人
計	494 (1) 人	512 (1) 人	516 (1) 人

(注) () 内は、非常勤役員数で内数です。